

令和5年度 清掃作業従事者研修開催のご案内

主催：厚生労働大臣登録研修実施団体 一般社団法人群馬県ビルメンテナンス協会

1. 趣 旨

本研修会は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下 建築物衛生法)」における、建築物清掃業(1号登録)及び建築物環境衛生総合管理業(8号登録)の登録要件として定められた「清掃作業従事者研修」として、建築物衛生法施行規則第25条第3号ロに定める、厚生労働大臣の登録を受けた一般社団法人群馬県ビルメンテナンス協会が開催するものです。

2. 開催日時：令和5年9月13日(水) 9:00時～17時30分

3. 開催会場：群馬県ビルメンテナンス会館(住所：前橋市問屋町1-8-6)

4. 研修内容：
(予定)

研修科目	研修時間
1. 清掃の目的・作業従事者の心得	60分
2. 作業の安全と衛生	60分
3. 清掃作業従事者研修テキストⅠ(洗剤、床維持材)	60分
4. 清掃作業従事者研修テキストⅡ(関係法令等)	60分
5. 基本清掃作業(実技講習)	180分

5. 定 員：20名

6. 受講料：¥5,500-(消費税を含みます)

7. テキスト代：¥1,320(消費税を含みます)+昼食代1,000 合計7,820円

8. 受講資格：建築物衛生法第12条の2第1項第1号及び同第8号の登録を受けている事業所、及び受けようとする事業所の従事者

9. 申込方法：受講料を下記の口座にお振り込みいただき、裏面の受講申請書に必要事項をご記入の上、お振り込みいただいた受講料の振込金受領書を添付して下記の申込先へFAXにてお申し込み下さい。なお、お振り込み手数料はご負担下さい。また、原則としてお振り込みいただいた受講料は返還いたしません。

※複数名でのお申し込みの場合は、受講料は一括してお振り込み下さい。

振込銀行：群馬銀行 県庁支店

口座番号：普通預金 No. 0327982

名 義：一般社団法人群馬県ビルメンテナンス協会会長 村田茂行

<申込先> 一般社団法人群馬県ビルメンテナンス協会

〒371-0855 群馬県前橋市問屋町1-8-6

TEL：027-288-0551 FAX：027-288-0550

10. 締 切：令和5年8月31日(木)

※定員の関係により受講をお断りする場合がございます。その場合は、お振り込みいただいた受講料を返金いたします。

11. 受講票：後日、受講者に受講票・会場地図を送付いたします。

12. 修了証明：本研修会の課程を修了した方には、修了証書を発行いたします。

令和 5 年 8 月 日

一般社団法人群馬県ビルメンテナンス協会 行

(FAX: 027-288-0550)

清掃作業従事者研修受講申請書

会社名		担当者	
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	

<受講申込者> ※修了証書作成のため、受講者氏名は楷書ではっきりと記入して下さい。

No	氏名	生年月日	No	氏名	生年月日
1		S・H 年 月 日	4		S・H 年 月 日
2		S・H 年 月 日	5		S・H 年 月 日
3		S・H 年 月 日	6		S・H 年 月 日

<振込金受領書貼付欄>

※複数名でのお申し込みの場合の受講料は、一括してお振り込み下さい。

*** 個人情報の取り扱いについて ***

受講申込書に記入された個人情報については、受講票の発送、受講当日の本人確認、修了証書の作成など、当協会が行う本研修業務に限り利用し、第三者に提供することはありません。また、受講申込書に記入された個人情報は、永年弊協会にて保有します。(一社)群馬県ビルメンテナンス協会

会長 村田 茂行